

## 子ども広場の土地使用貸借契約書

子ども広場として借用する土地について、貸主（以下「甲」という。）借主（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲はその所有に係る下記の土地を、子どもの広場として、乙に無償貸付けし、乙はこれをその目的に従って使用するものとする。

所在地 明石市

面積 \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 地 目 \_\_\_\_\_

別紙図面の赤線で囲った部分とする。

第2条 貸借期間は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

2 乙は、前項の貸借期間中にかかわらず、甲の必要により甲より返還請求があった場合、当該返済請求期日までに返還しなければならない。

3 甲は、前項の返還請求をする場合、期日を定め、あらかじめ乙に通知しなければならない。

第3条 返還に当たって、乙は原状に回復し施設を収去した後、返還するものとする。

第4条 乙は本借用地に地上物件を設けないものとする。ただし、乙は遊具等簡易な施設を設置しようとするときは、甲の条件を厳守し、甲の承諾を得て設置することができる。

第5条 乙は甲の承諾なく、本借用地の全部又は一部を他に転貸したり、この契約により生ずる権利を他に譲渡することはできない。

2 乙は借用地をこの契約の目的以外に使用してはならない。

第6条 乙が本契約に違反したときは、甲は直ちに契約を解除することができる。

第7条 この契約は、貸借期間満了の日前30日までに甲・乙双方から何らの意思表示のないときは、満了の日の翌日から更に1か年同一条件をもって更新するものとし、翌年度以降についてもまた同様とする。

第8条 本契約事項に定めのないものについては、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各その一通を保有する。

年 月 日

貸 主

住所

氏名

印

借 主

住所

氏名

印